

## 平成25年第4回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成25年度墨田区一般会計補正予算
- 2 平成25年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 平成25年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 平成25年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

### 契約

- 1 土地等の共有持分の売払いについて
- 2 株式の売払いについて

### その他

- 1 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について
- 2 両国屋内プールの指定管理者の指定について
- 3 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について
- 4 すみだ産業会館の指定管理者の指定について
- 5 中川児童館の指定管理者の指定について

平成25年第4回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(25.3.30公布、26.1.1一部施行)により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、区の収入金に係る延滞金の割合について、次のように同様の措置を講ずる。

	本 則	当 分 の 間 の 特 例 (本年適用利率による割合)	
		現 行	改 正 案
納期限の翌日から納付又は納入があった日までの期間(下記の期間を除く。)	14.6%	特例なし (本則14.6%)	9.3% 〔特例基準割合(2) +7.3%〕
納期限の翌日から一定の期間	7.3%	4.3% 〔特例基準割合(1)〕	3.0% 〔特例基準割合(2) +1.0%〕

(1) 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合

(2) 当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合

(2) 施行期日等

平成26年1月1日

2 墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(25.3.30公布、26.1.1一部施行)により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、行政財産の使用料に係る延滞金の割合について同様の措置( )を講ずる。

上記1と同様

(2) 施行期日等

平成26年1月1日

3 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(25.3.30公布、26.1.1一部施行)により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、国民健康保険料に係る延滞金の割合について同様の措置( )を講ずる。

上記1と同様

(2) 施行期日等

平成26年1月1日

#### 4 墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（25.3.30 公布、26.1.1 一部施行）により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、後期高齢者医療保険料に係る延滞金の割合について同様の措置（ ）を講ずる。

上記1と同様

##### (2) 施行期日等

平成26年1月1日

#### 5 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

本所地域プラザのイベントスペースを有料施設として位置付けるとともに、その利用時間及び利用料金について定める。

施設	利用時間	利用料金		
		午前	午後	夜間
イベントスペースA	午前9時から 午後9時まで	2,400円	3,100円	3,100円
イベントスペースB		1,700円	2,200円	2,200円

##### (2) 施行期日等

平成26年1月1日

#### 6 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（25.3.30 公布、26.1.1 一部施行）により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、廃棄物処理手数料等に係る延滞金の割合について同様の措置（ ）を講ずる。

上記1と同様

##### (2) 施行期日等

平成26年1月1日

#### 7 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（25.7.3 公布、26.1.3 施行）により同法の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日等

平成26年1月3日

8 墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

道路法の一部改正(25.6.5 公布、25.9.2 施行)等により、国が行う事業に係る道路占用料は全て徴収しないものとなったことに伴い、道路占用料の免除対象に係る規定を整備する。

(2) 施行期日等

公布の日

9 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正(25.3.30 公布、26.1.1 一部施行)により地方税に係る延滞金の割合が改められることを踏まえ、介護保険料に係る延滞金の割合について同様の措置( )を講ずる。

上記1と同様

(2) 施行期日等

平成26年1月1日

契約

1 土地等の共有持分の売払いについて

錦糸町熱供給株式会社の施設に係る土地及び建物のうち、区が保有する共有持分を売り払う。

(1) 売 払 物 件

所在地 (住居表示)	墨田区錦糸二丁目30番 (墨田区錦糸二丁目2番1号)	
土地	地目	宅地
	地積	7,686.64㎡
	共有持分	141,023/100,000,000
建物	種類	地域冷暖房機械室
	構造	[全体の構造] 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨・鉄筋コンクリート造) 地下5階、地上12階建 [うち地域冷暖房機械室の構造] 鉄筋コンクリート造 2階建(地下4階・5階部分)
	対象部分	床面積 2,012.96㎡ 地下4階部分 78.46㎡ 地下5階部分 1,934.50㎡
	共有持分	21,000,000/100,000,000 当該持分に対応する共用部分共有持分を含む。

(2) 売払予定価格 2億143万円

(3) 契約の相手方 錦糸町熱供給株式会社

## 2 株式の売払いについて

区が保有する錦糸町熱供給株式会社の株式を売り払う。

- (1) 売払株式数 1,520株
- (2) 売払予定価格 1億6,720万円(1株11万円)
- (3) 契約の相手方 東武鉄道株式会社

## その他

### 1 すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだスポーツ健康センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだスポーツ健康センター
- (2) 指定管理者 住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体
- (3) 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 両国屋内プールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国屋内プールの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 両国屋内プール
- (2) 指定管理者 コナミスポーツ&ライフ・セントラルエンジニアリンググループ
- (3) 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 スポーツプラザ梅若の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、スポーツプラザ梅若の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 スポーツプラザ梅若
- (2) 指定管理者 コナミスポーツ&ライフ・セントラルエンジニアリンググループ
- (3) 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 4 すみだ産業会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ産業会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ産業会館
- (2) 指定管理者 アクティオ株式会社
- (3) 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

5 中川児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、中川児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 中川児童館

(2) 指定管理者 社会福祉法人 厚生館

(3) 指 定 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで